### 報 币

### 留萌市市民憲章

わたくしたちは美しい日本海と留萌川にそう山々の緑にかこまれた 留萌の市民です。港を中心に栄える産業都市、豊かで健康な文化都市 がわたくしたちのねがいです。このねがいを実現するため市民憲章を さだめます。

- 1 海の資源や山の緑を大切にして美しい市にしよう。
- 1 人に迷惑をかけず公共の物を大切にして清潔な市にしよう。
- 1 きまりを守り、みんなでたすけ合う秩序ある市にしよう。
- 1 働くことによろこびをもって、仕事に精を出し豊かな市にしよう。
- 1 丈夫なからだとあかるい心をもち、平和な市にしよう。



▲市の木「アカシア」



▲市の花「ツツジ」

## 市長とフリートークしませんか?

参加人数や話題、形式は問わず、市長とフリートークすることができます。た だし、決まった実施日を設けていませんので、ご希望の方は、市·政策調整課 (**☎** 42-1809) へご連絡ください。

市長とホットライン(FAX) 0120-223-846 市民の声メール web-master@e-rumoi.jp

# お茶の間トーク

あなたが知りたい「市政のいろいろ」について、市 の職員が直接出向き、分かりやすく説明します。 お申し込み・お問い合わせは☎42-1809まで

気軽にお申し込みください



### 市民課 **256-5003**

■健康・栄養相談

木ったときは

相談しましょう

■市民相談

保健福祉センターは一とふる **249-6050** 

■教育相談電話

学校教育に関すること

教育委員会教育政策課 **242-3006** 

児童福祉に関すること 教育委員会子育て支援課

家庭児童相談室

**242-1808** 

社会教育に関すること 教育委員会生涯学習課

**242-0435** 

■高齢者に関する相談 地域包括支援センター

**249-6060** 

■防災相談

危機対策室 **256-5005** 

広報るもいは再生紙を使用しています

市役所宛ての郵便物は下記郵便番号と宛て名 (留萌市役所・担当課)で届きます。

〒077-8601 留萌市幸町 1 丁目11番地



web ) ホームページ https://www.e-rumoi.jp/ 電子メール kikaku@e-rumoi.jp

### 人口と世帯数 令和4年4月末現在

•総人口 19,516 人 (+34人)男 9.427 人 (+ 56人)

· 女 10.089 人 (-22人)

•世帯数 11,030世帯(+ 86世帯)

※( )内は前月比

### 人口動態 令和4年4月届出分

•出 生 …… 4人 •転 入 … 3 9 3 人 •死 亡 …… 24人 •転 出 … 3 4 4 人

税 に て つ (1

●今月納期の市税 ・市道民税

納期限6月30日休

1期

### 留萌市情報プラザ

朝 08:05~08:10 夕 17:05~17:10



エフエムもえる FM76.9MHz

留萌市とエフエムもえるは、災害協定 を結んでいます。《災害時は 76.9MHz》

### 主な電話番号

■下記以外のお問い合わせ 総務課 ☎42-1801

■市の財政など

財務課 256-0025 

■地籍調査、市有財産など 管 財 課 ☎42-1813

■道市民税など

税 務 課 市民税係 256-5004

■固定資産税など

その他の係 242-1804

■広報、町内会、市民活動など 政策調整課 242-1809

■留萌市応援寄附金など ふるさと納税課 256-5001

■農業、漁業、林業など 農林水産課 2342-1837

■商工業、観光、港湾など 経済港湾課 ☎42-1840

■生活保護、障がい者福祉など 社会福祉課 ☎42-1807

■戸籍、各種証明、国保・後期、 医療費助成など

市 民 課 2342-1805

■道路、公園など

都市整備課 2342-2010

■市営住宅、建築確認申請など 建築住宅課 242-2025

■上下水道の料金・トラブルなど 上下水道課

上水道係 2342-5151 下水道係 2342-2049

■ごみの分別、公衆衛生など 環境保全課 242-1806

■市内の小中学校など

教育政策課 公42-3006

■児童手当、保育園など 子育て支援課 42-1808

■社会教育、スポーツなど 生涯学習課 ☎42-0435

■健康づくり、介護保険など 保健医療課 249-6050 介護支援課 2349-6070

■高齢者相談、介護予防など 地域包括支援センター

**☎49-6060** 

■粗大ごみ収集の申し込みなど 留萌南部衛生組合 **2343-2555**  災害への備え③



# 6月は土砂災害防止月間です



国では、防災、減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるに当たり、国民 一人ひとりが土砂災害の防止及び被害の軽減の重要性について認識し、理解が深められ るよう、毎年6月を「土砂災害防止月間」として定めています。

次の注意事項を参考に、今一度土砂災害への備えを確認しましょう。

## ■危険箇所を確認しましょう!

市内における土砂災害の危険がある「土砂災害警戒区域」は、防災ガイドマップもし くは市ホームページで確認できますので、お住まいの近辺に土砂災害警戒区域がないか、 改めて確認しておきましょう。

## ■土砂災害警戒情報に注意しましょう!

大雨により土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される 「土砂災害警戒情報」が出た時は、テレビやラジオなどを活用して情報収集を行い、市 からの避難指示の発令に備えて直ちに避難の準備を進めましょう。

また、この情報が発表される前でも、身の危険や土砂災害のおそれを感じたときは、 早めの避難を心がけてください。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等		防災気象情報(警 浸水の情報(河川)	成レベル相当情報) 土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	<b>5</b>	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	SECTION	自5の選難行動を確認	対理・競技を重要	2		
1	ODEN ODEN			1		

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績など も踏まえ総合的に避難情報等 (警戒レベル) の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベ ル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

**☎** 56-5005 [8] 市・危機対策室